

裁判員選任手続を 適切なものにするための取組

裁判員制度は、国民の中から無作為で選ばれた裁判員に刑事裁判に参加してもらうことによって、国民により身近で信頼される刑事裁判を実現することを目的としています。その意味で、この制度は、希望者あるいは特定の職業・立場の人に偏ることなく、広く国民の皆さんに参加していただければじめて意味のある制度といえます。裁判員候補者がくじ引きで選ばれ、法律などで定める事由がない限り辞退することができないのはこのためです。国民の多くが仕事を持ち、あるいは様々な社会活動に関わっておられることは承知していますが、他に用事があるというだけで辞退を認めていたのでは、この制度は成り立ちません。裁判員候補者には、仕事や用事をやりくりしていただいて、事情が許す限り積極的にご協力いただきたいと思います。

もちろん、そうはいつでも、選ばれた人にもあまりに加重的負担をおかけするわけにはいきません。例えば、裁判員に選ばれたために会社が倒産したなどという事態を招いては元も子もありません。法律も、一定のやむを得ない事由があつて、裁判

員の職務を行うことや裁判所に来ることが困難な人については、辞退を認めています。広く国民の参加を得るという制度本来の趣旨を損なうことなく、一方で、選ばれた人にもあまりに加重的負担を与えることのないようにするためには、裁判員選任手続の中で辞退事由の判断を適切に運用していく必要があります。

このような観点から、現在、裁判所では、全国各地で、裁判所職員が様々な企業や団体を訪問し、裁判員制度の意義や内容を説明させていただくとともに、国民の皆さんが裁判に参加していただくに当たってどのような障害があるか、その実情をお聞きして、辞退判断の適切な運用に役立てるための取組を行っています。訪問させていただいた企業や団体の人事担当の方からも、「忙しい時期に貴重な戦力をかり出されたのではかなわんと思ってましたが、裁判所が、社会の実情を見聞した上で柔軟に対応しようとしていることを知って安心しました。特に忙しい時期でなければ喜んで社員を送り出すつもりです。」といった心強いお言葉を頂いています。



【企業等訪問の様子】

裁判所では、今後もこのような取組を進め、裁判員選任手続の適切な運用に努めてまいります。企業や団体の人事担当の方等で、裁判員制度について詳しい説明をご希望の方がいらっしゃいましたら、お近くの地方裁判所総務課までお問い合わせください。